

指定給水装置工事事業者 確認事項

氏名又は名称 **〇〇〇〇設備株式会社**郵便番号、住所 〒 **000-0000**
〇〇市〇〇〇〇代表者氏名 **〇〇 〇〇**電話番号 **000 - 000 - 0000**

①水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)	(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
令和7年 5月 27日 受講	・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間も記入してください)	(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
休業日: 日曜日 正月3が日 GW連休 盆休み	営業日: 月~土 修繕対応時間: 8時 ~ 17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否	(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
(該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
☒ 屋内給水装置の修繕	☒ 埋設部の修繕
その他 営業時間外の修繕については要相談	
対応工事種類別(新設・改良等)	(公表: ☒ 可 ☐ 不可)
(該当部に○をつけてください。)	
配水管から分岐 ~ 水道メーター	(☒ 新設 ☐ 改造)
水道メーター ~ 宅内給水装置	(☒ 新設 ☒ 改造)
その他	(公表: ☐ 可 ☒ 不可)
緊急時連絡先	000-0000-0000(代表者携帯)
その他	

※公表にはホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去 5 年以内)

水道法施工規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	令和7年 6月 20日
〇〇 〇〇	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和7年 6月 23日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		
可 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。

※e-ラーニング、現地研修会で実施した場合は、修了証や修了年月日が明示されたものの写しを添付してください。

※自社内研修の場合は、研修内容を記載し、別途証明書類の添付は必要としません。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施工規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にレ点を記入

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の給水装置工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
〇〇 〇〇	○	○	講習会修了者	R7
〇〇 〇〇	○	○	検定会合格者	R7
〇〇 〇〇	○	×		R7
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 ☐ 不可 ☒				

※資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

※雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者を記入してください。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※「配水管から分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。